

○南房総市空き家利用促進奨励金交付要綱

平成24年7月10日

告示第140号

(趣旨)

第1条 この告示は、空き家バンクへの登録の促進と登録物件の充実を図ることにより、市内の空き家の有効活用を通して、移住定住の促進、市民と市外居住者との交流の拡大並びに経済及び産業の振興を図り、もって地域を活性化することを目的とし、予算の範囲内において奨励金を交付するため、南房総市補助金等交付規則（平成18年南房総市規則第45号）に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家バンク 南房総市空き家バンク実施要綱(平成24年南房総市告示第139号。以下「空き家バンク要綱」という。)第2条第3号に規定する仕組みをいう。
- (2) 空き家 空き家バンク要綱第6条第1項の規定により物件台帳に登録された物件(寄宿舍を除く。)をいう。
- (3) 所有者 空き家バンク要綱第6条第2項の規定による通知を受けた者をいう。
- (4) 南房総市空き家バンク協議会 空き家バンク要綱第2条第6号に規定する団体をいう。
- (5) 空き家利用者 空き家バンク要綱第11条第3項の規定による通知を受けた者をいう。

(奨励金交付対象者)

第3条 奨励金の交付の対象となる者(以下「奨励金交付対象者」という。)は、所有者とし、かつ、奨励金の交付を申請した日において、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、奨励金交付対象者及びその同居者に市税等の滞納がある場合は、この限りでない。

- (1) 南房総市空き家バンク協議会の宅地建物取引業者会員の仲介により空き家利用者

と賃貸借契約が成立した者。ただし、空き家利用者は、当該所有者の3親等以内の親族でない者とする。

- (2) 空き家に課される固定資産税の納税義務者であり、かつ、その2分の1以上の所有権を登記事項証明書で確認できる者
- (3) 奨励金により改修する空き家は事業が完了した日から10年間処分しないで、空き家バンクに、その間、賃貸住宅として登録することを確約する者
- (4) 空き家利用者に対し、住民票の異動を伴って当該空き家に居住することを確約させた者

2 前項の規定にかかわらず、奨励金交付対象者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、奨励金交付対象者としなない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

- (2) 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に、又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知つて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 市の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

- (3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
(奨励金交付対象事業)

第4条 奨励金の交付の対象となる事業（以下「奨励金交付対象事業」という。）は、次

の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 空き家を利活用するために住環境の機能を向上させる改修で、別に定める南房総市空き家リフォーム一覧表に記載されたものであること。
- (2) 改修工事が、消費税及び地方消費税を除き50万円以上であること。
- (3) 奨励金に係る改修に関して国、県又は市の制度による他の補助等を受けていないこと。
- (4) 奨励金の申請をした日の属する年度の1月31日までに改修工事が完了すること。
- (5) 南房総市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱(平成18年南房総市告示第77号)による転換事業と併用しないものであること。

2 奨励金は、同一の空き家につき1回限り申請できるものとし、同一申請者については、単年度に1回限り申請できるものとする。

(奨励金交付対象事業の施工業者)

第5条 奨励金交付対象事業の施工業者は、南房総市空き家バンク協議会の会員に限るものとする。

(奨励金交付対象金額)

第6条 奨励金の額は、奨励金交付対象事業に要した費用の3分の2以内の額(1,000円未満の端数は、切り捨てる。)とし、200万円を上限とする。

(交付の申請)

第7条 奨励金の交付を受けようとする者は、空き家利用促進奨励金交付申請書(別記第1号様式)に、次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

- (1) 市税等納付状況調査同意書(別記第2号様式)
- (2) 誓約書(別記第3号様式)
- (3) 賃貸借契約書の写し
- (4) 改修に要する経費の内訳が確認できる見積書の写し
- (5) 空き家の平面図
- (6) 施工箇所の写真(奨励金交付対象事業実施前のもの)
- (7) 登記事項証明書(不動産登記法(平成16年法律第123号)第119条に規定す

るもの)

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは空き家利用促進奨励金交付決定通知書（別記第4号様式）により、奨励金を交付しないと決定したときは空き家利用促進奨励金不交付決定通知書（別記第5号様式）により、当該申請を行った者に通知するものとする。

2 市長は、奨励金の交付の決定に当たり、必要に応じて条件を付することができる。

(奨励金交付対象事業の変更等)

第9条 前条第1項の規定により通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、当該申請の内容を変更、中止又は廃止しようとするときは、空き家利用促進奨励金変更等承認申請書（別記第6号様式）に必要書類を添えて、市長に提出し、その承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定による提出があったときは、その内容を審査し、空き家利用促進奨励金変更等承認（不承認）決定通知書（別記第7号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

3 交付決定者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難になった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(代理受領)

第9条の2 市長は、交付決定者からの委任状（別記第7号様式の2）に基づき、交付決定者に支給されるべき額の限度において、交付決定者に代わり、交付決定者から奨励金の受領の委任を受けた施工業者（以下「代理受領者」という。）に当該奨励金を支払うことができる。

2 前項の規定による支払いがあったときは、交付決定者に対し、奨励金の支給があったものとみなす。

3 代理受領者は、当該交付決定者から、改修工事に係る工事費から奨励金の額を差し引いた額の支払いを受けるものとする。

4 代理受領者は、前項の規定により支払いを受けたときは、交付決定者に対し、当該支払いを受けた額に係る領収書を交付しなければならない。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、奨励金交付対象事業が完了した日から30日以内又は当該交付の決定のあった日の属する年度の1月31日のいずれか早い期日までに、空き家利用促進奨励金実績報告書（別記第8号様式）に次の各号に掲げる関係書類を添え、市長に提出しなければならない。

- (1) 施工業者との工事請負契約書の写し
- (2) 改修に要した経費の内訳が確認できる請求書の写し
- (3) 施工業者に支払った領収書の写し
- (4) 改修の状況を確認できる写真
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(検査等)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告があったときその他市長が必要があると認めるときは、交付決定者に対し、奨励金の交付に関し必要な事項について報告を求め、検査し、又は指示することができる。この場合において、交付決定者は、検査に際して、現地にて立ち会うものとする。

2 前項に規定する検査とは、市職員による現地調査又は市長が南房総市空き家バンク協議会等に依頼し実施する検査をいう。なお、当該検査は、性能を保証するものではない。

3 市長は、第1項の規定により検査を行ったときは、空き家利用促進奨励金完成検査調書（別記第9号様式）を作成するものとする。

(奨励金の額の確定)

第12条 市長は、第10条の規定による提出及び必要に応じて行う検査等により奨励金の額を確定し、空き家利用促進奨励金確定通知書（別記第10号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

(奨励金の請求)

第13条 交付決定者は、前条の規定による通知があり、奨励金の請求をしようとする

きは、速やかに空き家利用促進奨励金交付請求書（別記第11号様式）を市長に提出しなければならない。この場合において、代理受領者が奨励金を受領する場合は、委任状を添えなければならない。

（交付金の支払い）

第14条 市長は、前条の規定による提出があったときは、速やかに奨励金を交付決定者に交付するものとする。

第15条 削除

（奨励金の返還等）

第16条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、奨励金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 第3条に規定する奨励金交付対象者の要件を欠くに至ったとき。
- （2） 確約書に記載された事項に違反があったとき。
- （3） 奨励金の申請に関し、偽りその他不正な行為があったとき。
- （4） 奨励金により改修した空き家を奨励金の交付の目的以外に使用をしたとき。
- （5） 前各号に掲げるもののほか、市長が特に奨励金を交付するものとしてふさわしくないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により奨励金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に奨励金が交付されているときは、当該取消しに係る奨励金の全部又は一部の返還を命じるものとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

3 前項の規定により命令を受けた者は、当該奨励金の全部又は一部を市長が定める期限までに返還しなければならない。

（委任）

第17条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成29年3月29日告示第40号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成29年4月17日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式については、この告示による改正後の様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則 (平成30年11月28日告示第213号) 抄

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成31年2月6日告示第9号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和6年3月29日告示第61号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別 記

第1号様式（第7条関係）

空き家利用促進奨励金交付申請書

年 月 日

南房総市長 宛

申請者 住所

氏名

(空き家バンク登録番号：)

南房総市空き家利用促進奨励金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 奨励金交付申請額

金 円

2 事業の目的

3 事業内容

別紙事業計画書のとおり

4 添付書類

- (1) 市税等納付状況調査同意書（別記第2号様式）
- (2) 誓約書（別記第3号様式）
- (3) 賃貸借契約書の写し
- (4) 改修に要する経費の内訳が確認できる見積書の写し
- (5) 空き家の平面図
- (6) 施工箇所の写真（奨励金交付対象事業実施前のもの）
- (7) 登記事項証明書
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(別紙)

事業計画書

1 収支予算書

歳入	金額	歳出	金額
市奨励金	円	工事費	円
自己負担額	円		
計	円	計	円

2 事業計画書

事業実施場所 (空き家の所在地)	南房総市
空き家の用途	<input type="checkbox"/> 居宅 <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 旅館 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> その他
延床面積	居住用面積 m^2 居住用以外の面積 m^2 合計面積 m^2
改修工事施工業者	住所：南房総市 施工業者名： 代表者 職・氏名：
実施期間（予定）	年 月 日～ 年 月 日
改修内容	

注 1 交付申請書を市に提出する前に、申請条件を南房総市空き家利用促進奨励金交付要綱第2条から第6条までの規定で、奨励金の返還条件を同要綱第16条でそれぞれ御確認ください。

2 奨励金の交付対象は、別に定める南房総市空き家リフォーム一覧表に記載されている工事で、それ以外は奨励金交付対象外となります。

別記第2号様式（第7条関係）

市税等納付状況調査同意書

年 月 日

南房総市長 宛

申請者 住所

氏名

同居者 氏名

同居者 氏名

同居者 氏名

（署名又は記名・押印してください。）

- 1 南房総市空き家利用促進奨励金交付申請に当たり、私及び同居者に係る南房総市市税等の納付状況等について、貴職が職権で調査することに同意します。

納付状況調査に同意する項目

- (1) 市県民税
- (2) 固定資産税
- (3) 軽自動車税
- (4) 国民健康保険税
- (5) 介護保険料
- (6) 学校給食費
- (7) 保育所及び幼稚園保育料
- (8) 水道料金

- 2 南房総市空き家利用促進奨励金の交付後10年間にわたり、私に係る南房総市の固定資産税の納付状況について市が調査することに同意します。

別記第3号様式（第7条関係）

誓約書

年 月 日

南房総市長 宛

所有者 住所

氏名

電話番号

（署名又は記名・押印してください。）

私は、南房総市空き家利用促進奨励金交付要綱に定める事項について、誠意をもってこれを遵守するとともに、下記のとおり誓約いたします。

- 1 南房総市空き家利用促進奨励金交付要綱第3条第1項第1号の規定により、私の所有する空き家の利用者は、3親等以内の親族ではありません。
- 2 私は、南房総市空き家利用促進奨励金交付要綱第3条第1項第3号の規定により、改修する空き家は事業が完了した日から10年間処分しないで、空き家バンクに賃貸住宅として登録します。
- 3 私と私の世帯員は、南房総市空き家利用促進奨励金交付要綱第3条第2項各号（暴力団関連条項）のいずれにも該当しません。
- 4 私は、南房総市空き家利用促進奨励金交付要綱第16条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、同条第2項の規定による返還命令に従い、同条第3項の規定により返還命令のあった額を指定の期日までに返還します。

別記第4号様式(第8条関係)

空き家利用促進奨励金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

南房総市長

年 月 日付で申請のあった南房総市空き家利用促進奨励金については、下記のとおり交付決定したので通知します。

記

1 交付決定額

金 , 000円

2 奨励金交付の条件

注 南房総市空き家利用促進奨励金交付要綱第16条に該当する事実が認められたときは、奨励金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。この場合において、既に奨励金が交付されているときは、当該取消しに係る奨励金の全部又は一部の返還を命じることがあります。

別記第6号様式（第9条関係）

空き家利用促進奨励金変更等承認申請書

年 月 日

南房総市長 宛

申請者

年 月 日付 第 号で交付決定のあった南房総市空き家利用促進
奨励金について、下記のとおり計画を変更・中止・廃止したいので、申請します。

記

1 奨励金申請内容の変更

変更内容等	変更前	変更後
交付決定額	金 円	金 円
工事費総額	円	円
変更内容及び変更理由		
添付書類	変更内容、箇所等が確認できる平面図 工事変更見積書 その他、必要に応じて変更を説明する書類	

2 奨励金交付対象事業の中止（廃止）

中止（廃止）の理由	
-----------	--

別記第7号様式(第9条関係)

空き家利用促進奨励金変更等承認（不承認）決定通知書

第 号
年 月 日

申請者 様

南房総市長

年 月 日付けで申請のあった南房総市空き家利用奨励金事業について、下記のとおり承認（不承認）としたので通知します。

記

1 承認

(1) 承認内容

区分	事業費	交付決定額
変更前	円	円
変更後	円	円

(2) 条件

2 不承認

理由

別記第7号様式の2（第9条の2関係）

委任状

年 月 日

南房総市長 宛

（委任者） 住所

氏名

印

電話番号

私は、南房総市空き家利用促進奨励金_____円について、下記の者に受領の権限を委任します。

記

（受任者） 住所

氏名

電話番号

振込先

金融機関名	銀行 農業協同組合 信用金庫 信用組合	本・支店（所）
口座番号	当座 ・ 普通	
口座名義人	フリガナ	
	氏名	

別記第8号様式（第10条関係）

空き家利用促進奨励金実績報告書

年 月 日

南房総市長 宛

申請者

年 月 日付 第 号で交付決定のあった南房総市空き家利用促進奨励金について、別紙のとおり事業が完了したので報告します。

(別紙)

1 収支決算書

歳入	金額	歳出	金額
市奨励金	円	工事費	円
自己負担額	円		
計	円	計	円

2 事業実績

事業実施場所 (空き家の所在地)	南房総市
空き家の用途	<input type="checkbox"/> 居宅 <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 旅館 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> その他
延床面積	居住用面積 m^2 居住用以外の面積 m^2 合計面積 m^2
改修工事施工業者	住所：南房総市 施工業者名： 代表者 職・氏名：
実施期間	着手 年 月 日～ 完了 年 月 日
改修内容	

3 添付書類

- (1) 施工業者との工事請負契約書の写し
- (2) 改修に要した経費の内訳が確認できる請求書の写し
- (3) 施工業者に支払った領収書の写し
- (4) 改修の状況を確認できる写真
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

別記第9号様式（第11条関係）

空き家利用促進奨励金完成検査調書

年 月 日

検査員

職・氏名

㊞

年 月 日付けで提出のあった南房総市空き家利用促進奨励金実績報告書等に基づき検査した結果、次のとおり完成を認めます。

なお、当該検査は、工事の性能を保証するものではありません。

工事箇所	南房総市		
請負者	住所	南房総市	
	施工業者名		
	職・氏名		
当初設計金額	円	契約年月日	年 月 日
変更設計金額	円	着工年月日	年 月 日
請負金額	円	完成期限	年 月 日
完成金額	円	工事完成年月日	年 月 日
備考	検査立会人 市側 職・氏名 請負者 施工業者名 職・氏名 所有者 氏名		

別記第10号様式（第12条関係）

空き家利用促進奨励金額確定通知書

第 号
年 月 日

様

南房総市長

年 月 日付 第 号で交付決定した南房総市空き家利用促進奨励金について、下記のとおり奨励金の額を確定しましたので、通知します。

記

確定額 金 円

別記第 11 号様式(第 13 条関係)

空き家利用促進奨励金交付請求書

年 月 日

南房総市長

宛

住所

請求者 氏名

㊞

電話番号

年 月 日付け 第 号により額の確定のあった
南房総市空き家利用促進奨励金について、下記のとおり請求します。

記

交付請求額	円									
振込先	金融機関名	銀行 農業協同組合 信用金庫 信用組合	本・支店(所)							
	口座番号	当座・普通								
	口座名義人	フリガナ								
		氏名								
備考										

- 別記第1号様式 (第7条関係)
- 別記第2号様式 (第7条関係)
- 別記第3号様式 (第7条関係)
- 別記第4号様式 (第8条関係)
- 別記第5号様式 (第8条関係)
- 別記第6号様式 (第9条関係)
- 別記第7号様式 (第9条関係)
- 別記第7号様式の2 (第9条の2関係)
- 別記第8号様式 (第10条関係)
- 別記第9号様式 (第11条関係)
- 別記第10号様式 (第12条関係)
- 別記第11号様式 (第13条関係)